

東京都市計画 高度利用地区の変更（練馬区決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

（ ）内は変更前を示す。

地区名		面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
石神井公園駅北口地区	練馬区石神井町二丁目、石神井町三丁目及び石神井町四丁目各地内	約 2.0 ha (2.1)	以下 55 10	以上 20 10	以下 8 10	以上 200㎡	壁面線 1.0 m, 2.0 m, 4.0 m (1.0 m, 2.0 m, 4.0 m)
	小計	約 2.0 ha	—	—	—	—	—
練馬区内のその他の既決定の地区		小計 約 2.9 ha	—	—	—	—	—
合計		約 4.9 ha	—	—	—	—	—

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

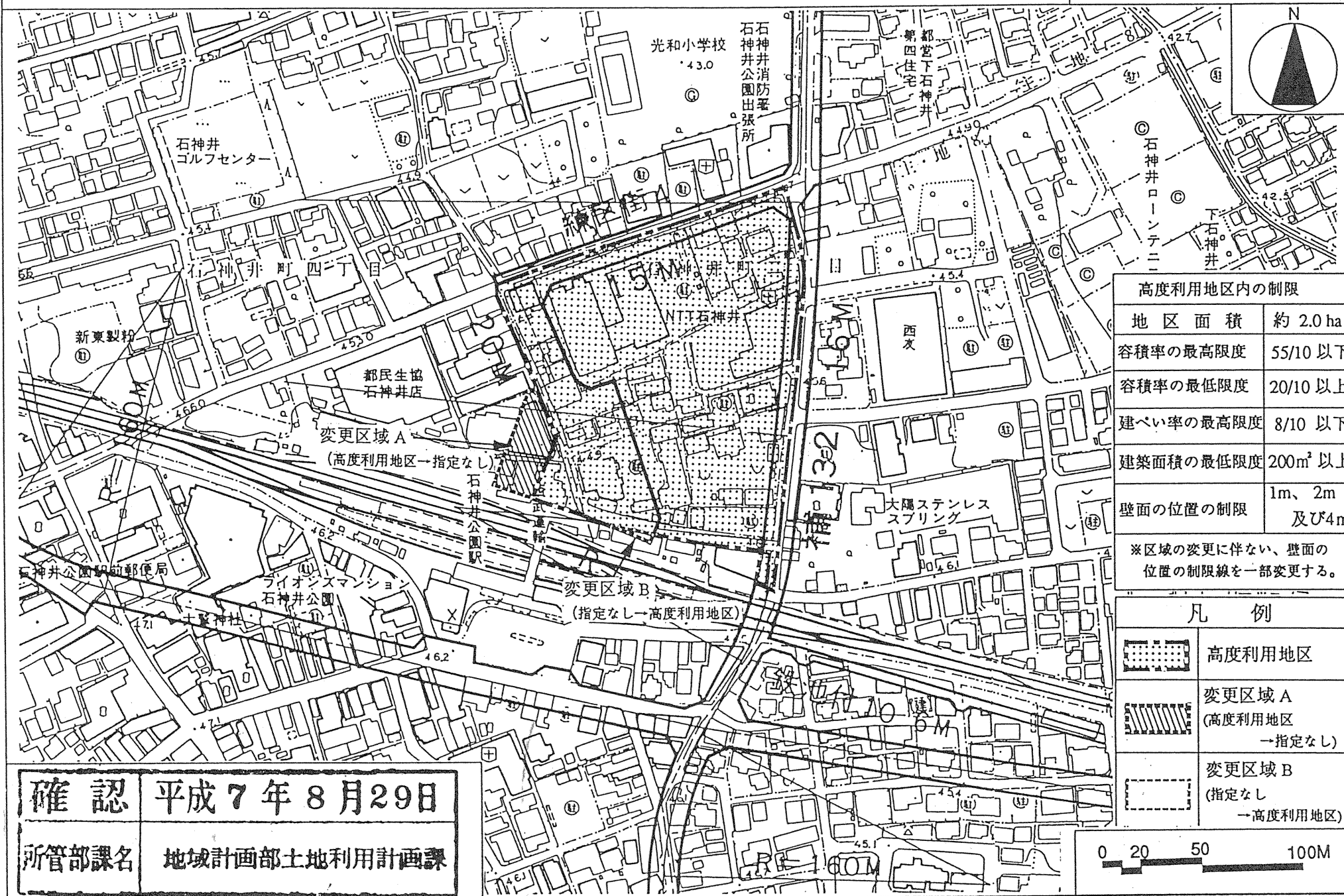
（理由） 石神井公園駅北口地区第一種市街地再開発事業の変更に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。

変更概要

地区名		項目	変更前	変更後	備考
石神井公園駅北口地区	練馬区石神井町二丁目、石神井町三丁目及び石神井町四丁目各地内	地区面積	約 2.1 ha	約 2.0 ha	既決定地区 大泉学園駅前地区 2.1 ha 練馬春日町駅西地区 0.8 ha
		壁面の位置の制限	1.0 m 2.0 m 4.0 m	1.0 m 2.0 m 4.0 m	注) 区域の変更に伴い、壁面の位置の制限の一部を変更する。

東京都市計画 高度利用地区 (練馬区決定) 計画図(1) 区域図

練馬区石神井町二丁目、石神井町三丁目及び石神井町四丁目各地内

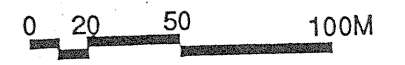


高度利用地区内の制限	
地区面積	約 2.0 ha
容積率の最高限度	55/10 以下
容積率の最低限度	20/10 以上
建ぺい率の最高限度	8/10 以下
建築面積の最低限度	200㎡ 以上
壁面の位置の制限	1m、2m 及び4m
※区域の変更に伴ない、壁面の位置の制限線を一部変更する。	

凡 例	
	高度利用地区
	変更区域 A (高度利用地区 →指定なし)
	変更区域 B (指定なし →高度利用地区)

確認 平成 7 年 8 月 29 日

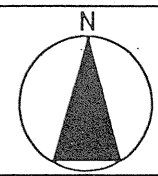
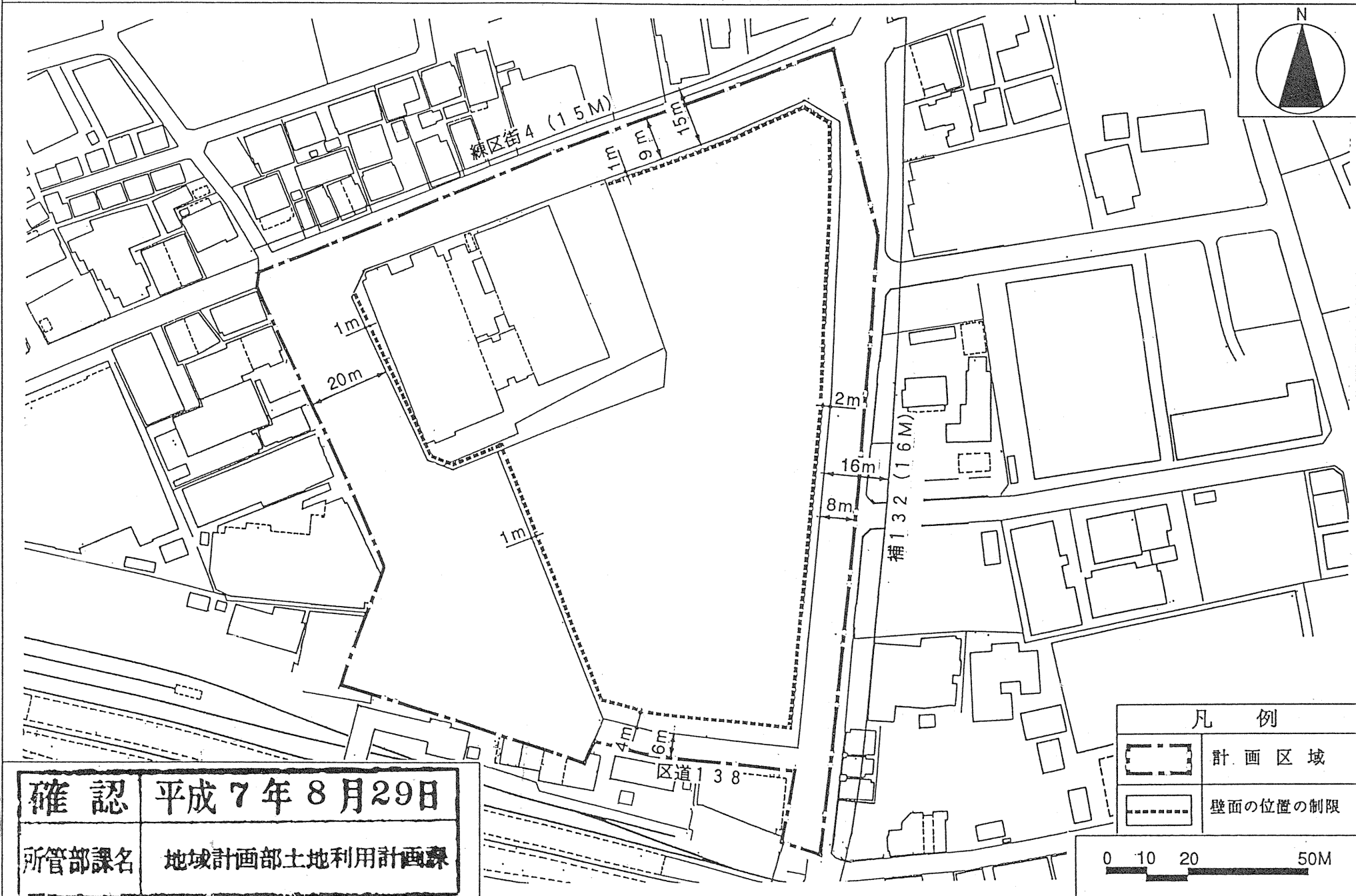
所管部課名 地域計画部土地利用計画課



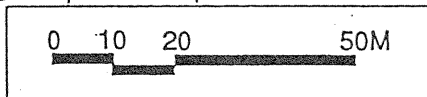
東京都市計画 高度利用地区 (練馬区決定)

計画図(2)
壁面の位置の制限図

練馬区石神井町二丁目、石神井町三丁目及び石神井町四丁目各地内



凡 例	
	計 画 区 域
	壁面の位置の制限



確認	平成7年8月29日
所管部課名	地域計画部土地利用計画課